

空き家を持っていないあなたも！

空き家問題で困らないために



問 谷和原庁舎住まい開発政策課（内線 5405、5406）

空き家問題は、放っておけば時間が解決してくれるものではありません。空き家は、所有者が自らの「責任」と「負担」において、適正に維持管理をしなければなりません。自分の意思とは関係なく、相続してしまった場合でも、相続人

としての責務が発生します。空き家が「負の遺産」とならないよう、住むか、手放すか、適正に管理し続けるかなど、早めに決断することが重要です。

空き家を放置すると…

1

- 草木が隣家にはみ出す
- 害獣が住み着く
- 害虫が発生する



**近隣トラブルとなる
恐れがある**

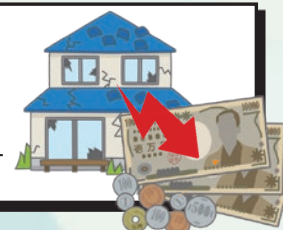


2

- 換気されない
- 掃除されない
- 修繕されない



**劣化が加速し、
資産価値が下がる**



3

- 破損した瓦やガラスで
近隣の家や車、住民に被害

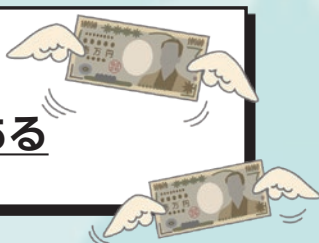


**損害賠償を
請求される恐れがある**



4

**固定資産税を
払い続ける必要がある**



空き家問題で
困らないために…

将来、空き家になることが心配の方も！ 「空き家の相談会」をご利用ください！

宅地建物取引業協会、建築士会、司法書士会の方による無料相談会を開催します。空き家の活用や解体に関する相談のほか、将来的に自宅や実家が空き家になることを心配されている方も相談可能です。ぜひ、ご参加ください！

▶日程：7、10、2月の3回を予定

オンラインでも相談可！

